

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第一条関係）	1
二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（第二条関係）	19

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第九条（削る）</p> <p>令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第九条 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成三十年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。</p> <p>2 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二</p>

年法律第六号) 第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2 | 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二号) 第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3 | 令和五年度から令和七年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込

年法律第六号) 第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3 | 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法

第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

(新設)

額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

(削る)

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 平成三十一年度地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成三十一年度における平成三十一年度地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号</p>

から同条	<p>第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額</p>
------	--

		条 から読替え後の地方交付税法第十四
第一号 第十四条 地方税法（昭 和二十五年法 律第二百二十 六号） 同条	地方交付税法 第十四条 地方税法（昭 和二十五年法 律第二百二十 六号） 同条	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条
第二号 同法第十四条 から 合算額	同法第十四条 から 合算額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 合算額から特定交付見込額を控除し た額
第三号 同条 及び石油ガス 譲与税	同条 及び石油ガス 譲与税	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 、石油ガス譲与税、交通安全対策特 別交付金、分離課税所得割交付金及 び道府県民税所得割臨時交付金
第四号 同法第十四条	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条

	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第五号	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令

(令和元年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 (略)

(令和元年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の

規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	<p>第二項 平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p> <p>基準財政収入額 基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>及び地方揮発油譲与税 、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>
<p>第一号イ</p>	<p>第十四条 附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正す</p>

	<p>る法律（令和四年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>から同条</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年</p>

(令和二年度及び令和三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 (略)

	第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二
基準財政収入額	第二項	基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。
譲与税		及び森林環境、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金

(令和二年度及び令和三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 令和二年度及び令和三年度における第十三条の規定による額の算

定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)第三条の規定による改正前の地方特例交
------	------	--

	第一号口	第十四条	<p>から同条</p> <p>付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p> <p>合算額から特定交付見込額を控除した額</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p>
--	------	------	---

	地方税法（昭 和二十五年法 律第二百二十 六号）	地方税法 地方税法
第二号	同条 同法第十四条 から 合算額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 に特定交付見込額を加算した額から 合算額から特定交付見込額を控除し た額
第三号	同法第十四条 同条 及び森林環境 譲与税	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 、森林環境譲与税、交通安全対策特 別交付金及び分離課税所得割交付金
第四号	同法第十四条 同条 及び森林環境 譲与税	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 、森林環境譲与税及び交通安全対策 特別交付金
第五号	地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方財政法施行令等の一部を改正す る政令（令和四年政令第三百三十二号 ）第二条の規定による改正前の地方 特例交付金等の地方財政の特別措置 に関する法律施行令（平成十一年政 令第九十五号）第二条の規定により

(令和四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 (略)

(令和四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十三条 令和四年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定

に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられた地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 附則 第七条の二の規定により読み替えられた同令	第二項 地方自治法施行令第二百十条の十二 第二項	基準財政収入額(地方交付税法附則 第七条の二第二項及び第七条の三第 二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額が ある場合には当該額に相当する額を 控除した額とし、当該算定方法によ り控除した額がある場合には当該額 に相当する額を加算した額とする。	及び森林環境 及び森林環境 譲与税 特別交付金
--	--------------------------------	--	----------------------------------

	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>から同条</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>
<p>及び航空機燃料譲与税</p>	<p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>
<p>合算額</p>	<p>合算額から特定交付見込額を控除し</p>

(令和四年度における赤字により起債許可団体となる額の
特例)

第十三条 令和四年度における第二十二条の規定による額の
算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とある
のは、「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十

(令和三年度及び令和四年度における赤字により起債許可団体となる額の
特例)

第十四条 令和三年度及び令和四年度における第二十二条の規定による額の
算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とある
のは、「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた第十

<p>十六号)</p> <p>より読み替えられた地方自治法施行 令(昭和二十二年政令第十六号)附 則第七条の二の規定により読み替え られた同令</p>	<p>第二項</p> <p>地方自治法施行令第二百十条の十二 第二項</p>	<p>基準財政収入 額</p> <p>基準財政収入額(地方交付税法附則 第七条の二第二項及び第七条の第三 二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額が ある場合には当該額に相当する額を 控除した額とし、当該算定方法によ り控除した額がある場合には当該額 に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>譲与税</p> <p>及び森林環境 及び森林環境 譲与税及び交通安全対策 特別交付金</p>
---	--	--	---

三条各号」とする。

(令和五年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十四条 令和五年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和六年度から令和八年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 令和六年度から令和八年度までの各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和九年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 令和九年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

三条各号」とする。

(令和五年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 令和五年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(新設)

(令和六年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 令和六年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>（令和五年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 令和五年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「<u>附則第十四条</u>の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「<u>第十三条第一号イ</u>」とあるのは「<u>附則第九条第二項及び第十二条</u>の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「<u>第十三条第一号ロ</u>」とあるのは「<u>附則第十二条</u>の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（令和四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 令和四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「<u>附則第十四条</u>の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「<u>第十三条第一号イ</u>」とあるのは「<u>附則第九条第三項及び第十二条</u>の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「<u>第十三条第一号ロ</u>」とあるのは「<u>附則第十三条</u>の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。</p>

(令和六年度から令和八年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第五条 令和六年度から令和八年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号八中「第二十二条」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(令和九年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第六条 令和九年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号八中「第二十二条」とあるのは「附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(新設)

(令和六年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第六条 令和六年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号八中「第二十二条」とあるのは「附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(令和五年度から令和七年度までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例)

第七条 令和五年度から令和七年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもつてその歳出の財源とすることができる場合」とする。

(令和二年度から令和四年度までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例)

第七条 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもつてその歳出の財源とすることができる場合」とする。